

# 概要版

# 甘楽町高齢者保健福祉計画及び 第9期介護保険事業計画

〈令和6年度～令和8年度〉

## 1 計画の基本的な考え

本計画は、本町で暮らす高齢者の状況と今後の需要や推計を踏まえ、令和6年度から令和8年度の高齢者保健福祉施策の方向性を示す総合的な計画です。

本町のまちづくりの最上位計画である総合計画との整合を図りつつ、老人福祉法、介護保険法に基づき「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

本計画では、これまでの取組の継続性と中長期的な方向性のより効果的な展開を見据え、前期（第8期）計画における以下の基本理念を継承し、その実現に向けた取組を推進します。

基本理念

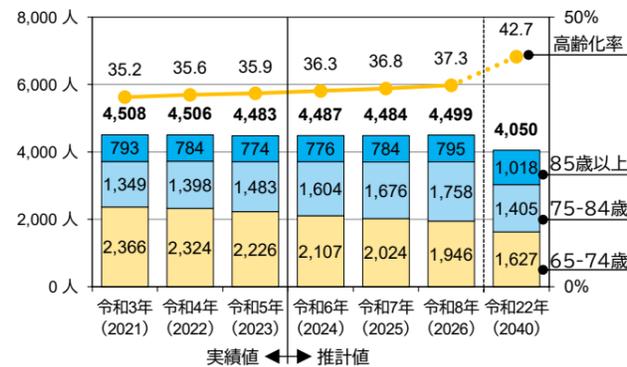
**安心して いきいきと暮らせる まちづくり**  
—共に支え合い みんなでつくる 福祉のまち—

## 2 今後の高齢者の推計

### (1) 高齢者人口の推計

65～74歳(前期高齢者)人口は、減少傾向が続く一方、75歳以上(後期高齢者)人口は令和8年まで増加傾向が続き、特に85歳以上は「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年まで増加傾向が続くと見込まれています。

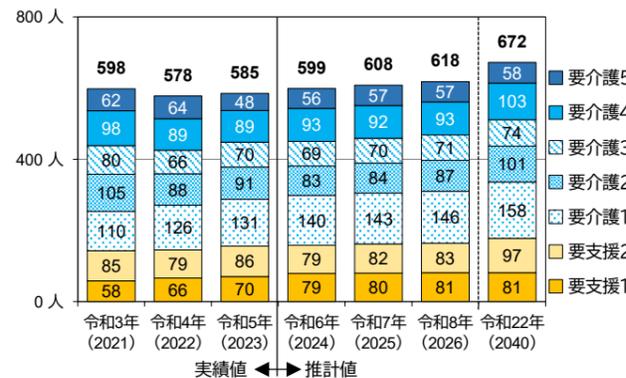
また、令和5年には、後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回り、高齢化率の上昇とともに、その差は年々大きくなると見込まれています。



資料：実績値は住民基本台帳（各年10月1日時）、推計値は住民基本台帳人口に基づく独自推計（コーホート変化率法にて推計）

### (2) 要支援・要介護認定者数の推計

65歳以上が該当する第1号被保険者数について、要支援・要介護度別にみると、令和8年までは大きな変動なく推移し、総数は緩やかに増加すると見込まれています。令和22年は、令和8年と比較して、いずれの要支援・要介護度別人数も増加もしくは同程度で、総数は増加すると見込まれています。



資料：実績値は厚生労働省「介護保険事業状況報告」各年9月月報値、推計値は地域包括ケア「見える化」システムにより独自に推計

## 3 基本目標

基本理念の実現に向け、次の4つの基本目標を設定し、その実現を目指して施策や事業を推進します。

### 基本目標1 健康づくり・介護予防に取り組みやすい環境づくり

高齢者一人ひとりが、それぞれの状況に合った健康づくりと介護予防に主体的に取り組みやすく、楽しみながら活かせる環境をつくり、充実を図ります。

【基本施策】

- 1 健康づくりの推進
- 2 介護予防・日常生活自立支援の推進

### 基本目標2 いきいきと暮らす・活動する地域づくり

高齢者の知識・技術や経験を地域社会の中で活かし、地域の担い手として活躍しやすい体制づくりを推進し、その活動を通して、高齢になってもそれぞれの望む暮らし方や、いきがいのある暮らしの実現が図れるよう支援します。

【基本施策】

- 1 地域住民主体の地域づくりの推進
- 2 社会参加の促進と就労支援



### 基本目標3 安全・安心に暮らし続けるための仕組みづくり

高齢になっても、住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けられるよう、地域ぐるみの仕組みづくりとその充実に努めます。

また、高齢者の暮らしを支える基盤としての医療体制の確保と、在宅医療、介護サービスの切れ目ない、一体的な提供に努めます。

【基本施策】

- 1 地域の見守り体制の充実
- 2 認知症を知り・支え合うまちづくり
- 3 在宅医療・介護連携体制の強化
- 4 生活支援サービスの充実
- 5 安全・安心な暮らしの環境整備
- 6 権利擁護の推進

### 基本目標4 介護保険制度の円滑な運営

介護が必要となった場合に、誰もが安心して適切な介護保険サービスが受けられ、それぞれの状況に合った暮らしが地域で続けられるよう、介護保険サービスの充実・強化と円滑な実施を図ります。在宅での介護への支援と、介護にかかわる家族等の心身の負担軽減を図り、就労や自らの暮らしを充実させながら、介護にかかわりやすい環境づくりを推進します。

また、介護サービスの質向上、介護人材の確保、介護の現場での作業生産性の向上の促進を図ります。

【基本施策】

- 1 適切なサービスの提供と介護人材の確保
- 2 介護給付の適正化等の推進
- 3 家族介護者への支援



## 4 介護保険料の見込み

### (1) 保険給付費等見込額

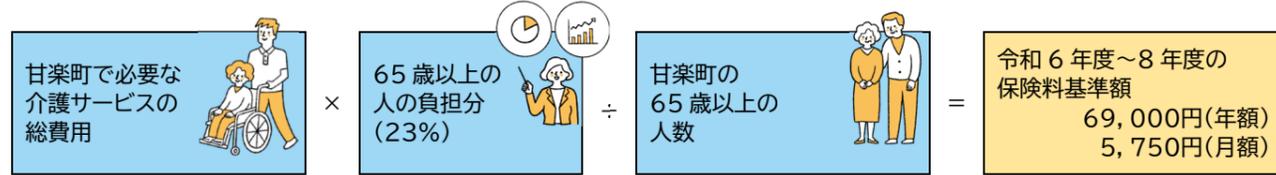
本町の人口や高齢化の推移、介護サービス利用の状況や需要などを見据え、必要なサービス量を推計した結果、計画期間の3年間に必要な保険給付費等は、合計で約39.2億円と見込まれます。

### (2) 介護給付費準備基金の活用

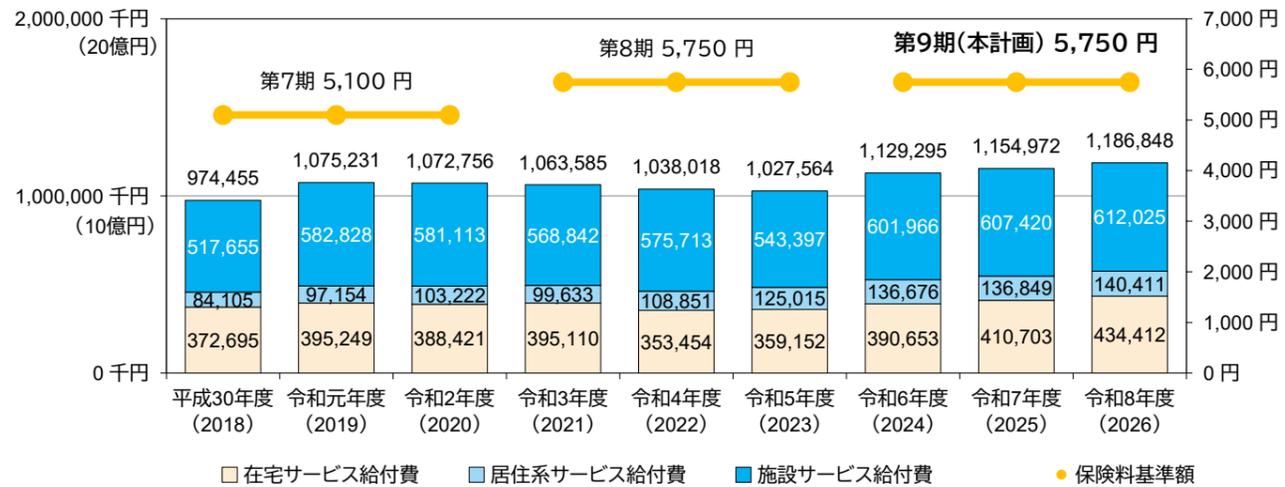
計画期間における保険料上昇を抑制するため、介護給付費準備基金32,500千円を取り崩し充当します。

### (3) 本計画期間における介護保険料〈保険料基準額〉

上記を踏まえ、計画期間3年間の保険給付費等をまかなうための第1号被保険者の保険料の基準額を以下のとおり算出します。本計画期間は、第1号被保険者の所得段階を13段階の区分に設定し、保険料基準額に保険料率を乗じて、それぞれの保険料を算出します。



### (4) 介護給付費、介護保険料基準額(月額)の推移



### (5) 介護保険料基準額・保険料所得段階の推移

区分	第1期 平成12～14年度	第5期 平成24～26年度	第6期 平成27～29年度	第7期 平成30～令和2年度	第8期 令和3～5年度	第9期 令和6～8年度
月額	2,650円	3,933円	4,400円	5,100円	5,750円	5,750円
(前期からの増減額)	(-)	(0円)	(467円)	(700円)	(650円)	(0円)
年額	31,800円	47,200円	52,800円	61,200円	69,000円	69,000円
(前期からの増減額)	(-)	(0円)	(5,600円)	(8,400円)	(7,800円)	(0円)
段階	5段階	6段階	9段階	9段階	9段階	13段階

### (6) 第1号被保険者の所得段階別保険料

第9期(本計画)では、第8期までの9段階の所得段階区分を13段階に多段階化します。これは、介護保険制度内の所得再配分機能強化と、低所得者の保険料上昇を抑制する視点で、国によって示された考え方に基づいています。13段階の内容と、基準額に対する割合および保険料は以下のとおりです。

所得段階	対象者	算定式 (基準額×負担割合)	年額 (円)
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税で「公的年金等収入+合計所得金額」が80万円以下の人	基準額×0.285 (0.455)	19,665 (31,395)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で「公的年金等収入+合計所得金額」が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.485 (0.685)	33,465 (47,265)
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で「公的年金等収入+合計所得金額」が120万円を超える人	基準額×0.685 (0.690)	47,265 (47,610)
第4段階	・本人が住民税非課税(同一世帯内に住民税課税者有り)で「公的年金等収入+合計所得金額」が80万円以下の人	基準額×0.90	62,100
第5段階【基準額】	・本人が住民税非課税(同一世帯内に住民税課税者有り)で「公的年金等収入+合計所得金額」が80万円を超える人	基準額×1.00	69,000
第6段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	82,800
第7段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	89,700
第8段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	103,500
第9段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.70	117,300
第10段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.90	131,100
第11段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.10	144,900
第12段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.30	158,700
第13段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.40	165,600

\*第1段階から第3段階の算定式(負担割合)及び年額において〈〉内外の差は公費負担分(負担割合:国1/2、県1/4、町1/4)

### 甘楽町高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画【概要版】

編集・発行/甘楽町福祉課

〒370-2213 群馬県甘楽郡甘楽町大字白倉1395-1(ここに甘楽内) TEL:0274-67-7655